

佐伯市過疎地域持続的発展計画（令和8年度～12年度）の素案について

（概要）

1 趣旨・目的

令和3年4月1日に「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」が制定されたことに伴い、過疎地域の持続的発展に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、佐伯市過疎地域持続的発展計画（令和3年度～7年度）（以下「現計画」という。）を策定しているところです。

本計画の計画期間が令和7年度末で終了することから、引き続き過疎地域の持続的な発展のための施策を推進するため、佐伯市過疎地域持続的発展計画（令和8年度～12年度）（以下「新計画」という。）に変更する必要があります。

2 新計画の概要

（1）計画の名称：佐伯市過疎地域持続的発展計画

（2）計画期間：令和8年度～12年度（5年間）

（3）計画の記載事項

項目	内容
1 基本的な事項	①佐伯市の概況、②人口及び産業の推移と動向 ③行財政の状況、④地域の持続的発展の基本方針 ⑤地域の持続的発展のための基本目標 ⑥計画の達成状況の評価に関する事項 ⑦計画期間、⑧公共施設等総合管理計画等との整合
2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	①現況と問題点、②その対策（目標指標）、③事業計画、④公共施設等総合管理計画等との整合
3 産業の振興	①現況と問題点、②その対策（目標指標）、③事業計画、④産業振興促進事項※、⑤公共施設等総合管理計画等との整合
4 地域における情報化	①現況と問題点
5 交通施設の整備、交通手段の確保	②その対策（目標指標） ③事業計画
6 生活環境の整備	④公共施設等総合管理計画等との整合
7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	
8 医療の確保	
9 教育の振興	
10 集落の整備	

11 地域文化の振興等	
12 再生可能エネルギーの利用の推進	
13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項（自然環境の保全及び再生）	

※ 「3 産業の振興」の「④産業振興促進事項」については、これを記載することにより、国税（所得税・法人税）の減価償却の特例及び地方税（本市においては固定資産税）の減収補填措置が適用されることになります。（対象業種は、新計画の33ページ参照）。

（4）新計画作成に当たっての基本的な考え方について

①県方針及び市の各種計画との整合

計画の作成に当たっては、県が定めた過疎地域持続的発展方針に基づくとともに、本市の第2次佐伯市総合計画、第3期佐伯市まち・ひと・しごと創生総合戦略、佐伯市公共施設等総合管理計画などの各種計画との整合を図るため、必要に応じ、時点修正を行いました。

②持続的発展に資する事業を計上

過疎法の趣旨は、単に市町村の財政運営を支援するものではなく、過疎地域が非過疎地域となることを目指すものです。この趣旨に鑑み、事業の計上に当たっては、過疎対策事業債の充当の有無にかかわらず、過疎地域の持続的発展に資する事業について計上しています。

③計画の達成状況の評価に関する事項について

新計画の達成状況の評価についても現計画と同様に、「毎年度、市長において検証を実施し、市議会に報告する」こととしています。

（5）現計画から新計画への変更点について

①佐伯市過疎地域持続的発展計画（令和8年度～12年度）素案 新旧対照表について、現計画から新計画への変更点を朱書きで記載しています。

②地域の持続的発展のための基本目標について

地域の持続的発展のための基本目標については、総務省から「人口」については必須目標であり、「社会増減」についてもその記載を要請されています。

新計画では、次のとおり基本目標を設定しました。

人口	社会増減
<u>令和12年度末の本市の人口</u>	<u>令和12年の本市の人口の社会減</u>

を <u>56,701</u> 人とする。	を <u>27</u> 人とする。
-----------------------	-------------------

☞ 目標設定の根拠

新計画における令和7年度基準値は、より実数に近い大分県の人口推計（令和7年10月1日）の数値「60,497人」を用いました。

目標数値については、第2期佐伯市まち・ひと・しごと創生総合戦略における人口シミュレーションに基づき、令和7年度から令和12年度の人口減少数「3,796人」、令和8年から令和12年までの5年間における社会増減「139人の減」により推計しました。

よって、人口の目標については「令和12年度末の本市の人口を56,701人」、「令和12年の本市の人口の社会減を27人」としました。

③目標指標に関する記載について

新計画においても現計画と同様に、各施策について「現況と問題点」を整理し、その「対策」を記載しています。

具体的には、33の対策について、55の指標を設定しています。

④公共施設等総合管理計画との整合に関する記載について

施設整備に係るいざれの過疎対策についても、現計画と同様に佐伯市公共施設等総合管理計画との整合が図られている旨の記載をしています。

3 今後のスケジュール

(1) 12月22日～1月22日

新計画（素案）に係る「パブリックコメント」の実施

(2) 1月下旬

新計画（案）を大分県に提出（正式協議）

(3) 2月下旬

市議会3月定例会に「佐伯市過疎地域持続的発展計画の変更について」の議案を提出